

○通院費特別助成のご案内○

高崎市では平成27年4月1日から市独自の制度で、小児慢性特定疾病における医療機関への通院時にかかった費用（交通費等）を助成します。

助成を受けるためには申請が必要です。

以下のとおり申請してください。

■ 助成の対象

- ・助成の対象は、小児慢性特定疾病における医療機関への通院時にかかった交通費等です。（公共交通機関を利用する場合は、患者（受給者）本人及び付き添いの保護者等1名分の交通費の助成となります。）
＜助成の対象となるもの＞
 - 公共交通機関（電車・バス・航空機等の運賃、指定席料金を含む）、タクシー等の利用にかかった実費分
 - 自家用車の燃料費相当分、高速道路通行料金、医療機関等の駐車場料金
- ・通院する医療機関の所在する地域により上限額を設定し、各年度につき4回まで助成します。
※助成額の計算内訳及び助成上限額については、裏面の一覧表により確認してください。
- ・患者（受給者）の入院による保護者の見舞い等については対象になりません。

■ 助成を受けるための手続き

必要書類を添付して高崎市保健所 保健予防課に申請してください。

【助成申請の必要書類】

- ・特別助成申請書（通院費助成）
- ・領収書（原本）または自己負担上限額管理票（受診日の記載があるもの）
 - ※タクシー代、駐車場代等を申請する場合は、領収書を添付してください。
 - ※公共交通機関や高速道路料金等、利用区間により確認が可能なものは領収書の添付は不要です。
 - ※領収書等がない場合、医療機関の明細書等、受診したことが確認できる書類を添付してください。
- ・障害者手帳をお持ちの方は「障害者手帳」の写し
- ・振込先通帳のコピー（2回目以降の申請又は難病患者見舞金を受給している方は不要です。）
- ・小児慢性特定疾病受給者証

■ 注意事項

- ・小児慢性特定疾病受給者証に記載のある医療機関における通院のみ申請できます。
- ・申請書受理後に申請内容の審査等を行うため、助成金の振込みには6ヶ月程度かかる場合があります。振込み時には通知等が出ないため、通帳の記帳によりご確認ください。

- ・障害者手帳による障害者福祉制度等、他制度による交通費の支給を受けることができるものについては、その差額分のみ助成となります。
- ・通院費特別助成の申請は、通院日から2年以内に申請してください。
- ・通院費特別助成は、4回分をまとめて申請することができます。
- ・特別助成申請書が複数必要な場合は、適宜コピーしてご利用ください。
- ・医療意見書特別助成、自己負担特別助成、独自基準特別助成については、それぞれの助成の種別ごとに申請手続きを行ってください。
- ・難病患者見舞金及び小児慢性特定疾病における他の特別助成において振込口座の登録を行っていない場合は、申請時に保健予防課までお問い合わせください。

○通院費特別助成における助成額計算内訳及び助成上限額

通院先 (片道)		助成上限額 (往復分)	通院方法	助成額計算内訳
群馬 県内	10km 未満	1,000円	自家用車	ガソリン代 500円 + 駐車場代
			交通機関	実費
	10km 以上	2,000円	自家用車	ガソリン代 25円 × 距離 + 駐車場代等
			交通機関	実費
関東・甲信越		20,000円	自家用車	ガソリン代 25円 × 距離 + 駐車場代等
			交通機関	実費
その他		30,000円	自家用車	ガソリン代 25円 × 距離 + 駐車場代等
			交通機関	実費

ご不明な点は、こちらにお問い合わせください。

高崎市保健所 保健予防課 難病対策担当
〒370-0829 高崎市高松町5-28
電話：027-381-6112 (直通)